

会 議 録

会議の名称	子ども福祉審議会（第2回）
開催日時	平成15年6月20日（金） 午後12時30分から午後2時30分まで
開催場所	西東京市役所 中央図書館会議室
出席者	(委員)森田会長、本間副会長、有澤委員、海老沢委員、川又委員、斎藤委員 清水委員、村松委員、森委員 (欠席：猪原委員、梅村委員、加納委員、津田委員) (事務局)富田子育て支援課長、村野保育課長、大塚保育係長
議 題	保育所保育料の見直しについて
会議資料	資料2 児童1人当り保育所運営費内訳（市負担額割合順） 資料3 児童1人当り保育所運営費内訳（保育料負担割合順）
会議内容	発言者の発言内容ごとの要点記録
発言者名	発 言 内 容
事務局	<p>本日は、新たに清水委員と森委員がお見えになりましたので、審議会の開催に先立ちまして、市長に代りまして、委嘱状の交付をさせていただきます。</p> <p>（委嘱状の交付）</p>
会 長	<p>それでは、第2回目子ども福祉審議会を開催させていただきます。 本日は、傍聴の方がいらっしゃるのですか。</p>
事務局	<p>2名いらっしゃいます。</p>
会 長	<p>傍聴の方々につきましては、西東京市の傍聴規定に従って行っていただくという事で宜しいですか。</p>
委 員	<p>結構です。</p>
会 長	<p>第2回の審議会になりますが、この審議会に委嘱されている内容は、保育料の改正についてという事になります。 前回の審議会に於いて、委員の追加という事で保護者会から1名参加を頂くという事を決定し、今回保護者会から森委員が出席されています。</p>
会 長	<p>前回欠席されていた委員の方々に簡単な経緯を説明致します。 保育料は、直接的に保護者の方々に関る問題なので、審議会に参加をして頂き一緒に考えていった方が良いのではという事で、特別に保護者の代表の方に委員をお願いする事になりました。 それでは、本日初めてお見えになりました清水委員と、特別委員として参加して頂いた森委員に、自己紹介を兼ねてご挨拶をお願いします。</p>

清水委員	(自己紹介)
森委員	(自己紹介)
会 長	<p>よろしく申し上げます。</p> <p>この審議会の方に、保育料問題を検討して頂きたいと市長から依頼があり、それを受ける形になった訳です。そして、この会は公開でという事に決定しました。審議の方法としては、保護者の方々に来て頂いて意見だけを伺うという方法も有るし、それもしないで、こちらで議論するという方法も有ります。けれども、きちんと状況をお互いに議論しあって、あるべき姿をここで議論していくという事が大事ではないかという事で、専門委員として1人お願いしたいという事になった訳です。</p> <p>保育料については色々な考え方が有りますが、今回この審議会は4、5回で結論を出して欲しいと依頼がきており、延々と続ける訳にはいきません。そうすると、どのように議論していくかという事で、前回皆様のお手元にある資料を出して貰い、その中で議論をしていったという事です。</p> <p>保育料の仕組みというものは結構分りづらいもので、専門的に考えていくと何が妥当かという事は説が多々有り、一体何を根拠に保育料を考えていくかについて議論をしたいところです。</p> <p>前回、保育料がどのような仕組みになっているかについては、事務局より説明して貰いました。ただ、前回欠席された方々については、そこは、追いついて頂かなければならない訳ですが、今日私の方から事務局の資料を説明させて頂き、分らない所については、補足的に前に遡って説明していくという事も含めて議論を展開していきたいと思っています。</p> <p>今回を含めて後2、3回位で、おおよそこの議論については終わりにしなければなりません。</p> <p>勿論保育料を考える時に保育料の体系も考えなければなりません。ひとつは、前回の資料の3ページにある様に、第1子と第2子以降の基準をどうするか。またどういう所で減免し、どういう所で保育料を加算するかという事を含めて議論していく事になります。考え方をまず整理した後に細かい色々な事を議論していかなくてはなりません</p> <p>前回も少し議論をし始めたのですが、保育料をどういう考え方で議論していくのだろうかという事、前回受益者負担をどの様に考えたら良いのか、公私の問題で出来るだけコストを下げるにはどう考えたら良いのかという事も議論しました。もう一回今日新たに参加された委員の方もおりますので、保育料をめぐる色々な考え方を出して頂き、次回位から具体的に保育料の枠組みをどんな風に考えていくのかという議論を行っていききたいと思っております。</p> <p>そんな方法で宜しいでしょうか。</p>
委 員	結構です。
会 長	それでは、今日出されている資料について事務局から説明して下さい。
事務局	その前に、前回の議事録ですが、有澤委員から訂正の申し出が有りますが、他の委員さんは宜しいのでしょうか。

委員	結構です。
会長	議事録については、訂正されたものを後で配布してください。 それでは、資料の説明をお願いします。
事務局	(資料2、資料3説明)
会長	<p>前回の資料を見て頂けるとお分り頂けるのですが、2ペ - ジの一番上の所に有るのですが、保育所の運営費というのは、国の基準がありまして、その国基準でいきますと法律で定められた市の負担額というの也有ります。それをまず負担しなければなりません。それから、都の加算分、その中でも市の持ち出し分というの也有ります。それから、市単独で特別に加算している部分も有ります。西東京市の保育という事で見ると、皆同じように見えるのですけれど、その中の内訳は、国の負担、東京都の負担、市の負担があるという事です。</p> <p>市の負担という事でいきますと、先程お話した様に、一番左の部分、国が定める基準の1/4というものが法定分として有ります。それから都加算分の中で市の負担分も有ります。3段目の所は国が定めた徴収基準に於ける保育料を減免する形によって、市が負担している部分が有り、それから市が単独で加算している条件の上乗せという部分が有ります。そしてそれを合計していくと、全体で支出している額の63.3%になる。それが26市の中で行くと3番目に当たるのだという事が今日の資料2ですね。</p> <p>宜しいですね。</p>
事務局	結構です。
会長	<p>資料3の方は、市の保育に関っている費用のどれ位の費用を保育料として徴収しているのかという事と、それが1人当り年額にすると163,124円という平均額になり、9.6%となる。それは、26市の中で見て行くと、下から3番目であるという事、簡単に言うとかかなり手厚い市の負担を保育所を利用しての方々には出して、保育料としては有る意味でいえば割安に設定しているという事が、この結果を整理したら出てきたという事です。</p> <p>説明としては、これで良いですね。</p>
事務局	結構です。
会長	<p>私も議論をし易くする為に、保育料が生活の中で一体どの様な状態になっているのかという事を作ってみました。すみませんが会議が終わったら回収させてください。</p> <p>一体保育料が生計費の中でどれ位の割合を占めているか、安いのか高いのか、前回議論をしたのですが、余り抽象的な議論をしていても分らないので、どんなものなのかという事を数字として出させて頂いて、これを手掛りに、ちょうど森委員さんが来て下さっているので、保育料というものをどんな風に保護者としては感じていらっしゃるのかという事を、これに重ねてお話を頂いたらと思い、作ってみました。</p> <p>前回の資料3ペ - ジをご覧頂けますか。私の試算という所を見ながらご覧頂</p>

きたいのですが、まずこれは3世帯考えてみたのですが、西東京市の保育所を利用なさっている世帯の中で、保育料の一番たくさんの人達が払っている階層というのは、前回資料7ページを見て頂くと判るのですが、B階層です。これは、非課税世帯で、保育料の支払いは有りません。次に多いのは、D6、D7、D8階層という所で、この辺は、所得税を支払っている世帯という事になります。

前回の資料3ページに戻って頂けますか。所得税の非課税世帯というのは、所得が結構低かったり、扶養者が多かったりして、結果的に所得税を払わなくても良い世帯になっている訳です。所得が低いだけでなく扶養等の控除額も多いという事です。

私の作った試算というのを見て頂けますか。D6、D7というのがどんな世帯なのかというのを試算してみたのがこの表です。多少、社会保険料をどの位にするかによってちょっとまだ揺らぎがある表ですが、年収300万円位というのはどんな世帯だろうかと考えてみました。年収300万円位というのは20代で、常勤職にある人達が多いようです。夫婦共に年収300万円位、扶養1人いるとどちらかで扶養控除を受ける様になります。給与所得の場合には課税対象額というのが有りまして、年収300万円だと課税対象額は192万円になります。収入というのは額面上支払われる額と考えて下さい。

この年収の人達の所得税がどの位になるかというのと、扶養控除を取っている方は66,400円位、扶養控除を取っていない方は96,800円位になります。合計するとこの世帯の所得税額は、163,200円になります。

前回の資料3ページを見て下さい。この世帯は第1子で15万円以上21万円未満のD7階層という事になり、このお子さんがもし3歳未満児であれば23,500円という保育料になるという事です。

同じ様に年収500万円の方で、妻が扶養控除の範囲である年収103万円以内で働いている場合を計算しますと、所得税は141,000円になります。この世帯は、所得税は夫の分だけになるので、9万円以上15万円未満のD6階層という事になる訳です。

もう一つとても多い世帯なのですが、夫婦で結構高額収入を得ていらっしゃるD10、D11階層の世帯です。こちらの場合も、年収650万円の方に扶養を1人付けて考えてみたものです。その場合、見て頂くと分りますが、年収650万円の方が所得税は26万円、年収500万円の方は206,400円、合計すると466,400円となり、D10階層になります。もう少し収入が多くなれば、D11階層になります。

これが大体所得税と保育料の関係という事になります。

そこからこの世帯の方達の可処分所得がどれ位有るのか、つまり良く言われます給与の手取額がどれ位になるのかといいますと、社会保険と所得税、市都民税を引いたものが一般的には手取額という事になります。夫婦共に年収300万円、子ども1人の場合ですと約506万円の可処分所得になります。

保育料はD7階層ですと年間282,000円、D6階層は年間200,400円、D10階層は年間486,000円です。これが可処分所得に占める割合がどの位になるか計算してみると、年収が300万円同士の場合で保育料の階層がD6ですと、大体5.6%、もし仮に1人で働いていて年収が500万円位、妻子が扶養に取られている場合4.8%、妻がパートに出ていて年収が103万円以内の場合は3.8%位になります。D10階層の保育料の場合、両方で働いていて5.2%となります。これが大体生活費の中での保育料の割合という事になるのかと思います。

所得税の計算の時に扶養の人数とか、色々な控除が出てきますので、その控除内容によって所得税の額が違ってきますので、一概に収入がいくらの場合には所得税がいくらという事はいえません。しかし、何も資料が無いと判りにくいのでませんので、モデルとして計算したものが、私が作ってみた数字とお考えください。

前回の資料3ページを見て下さい。国基準の第1階層、これは生活保護世帯ですので、国も市も保育料の算定の基準としては零としています。この階層の人達は保育料を払わなくても良い世帯です。それに対して第2階層、これは住民税の非課税世帯ですが、西東京市でも前回の資料7ページにある様に273世帯と非常に数が多い世帯です。この層は、国基準では3歳未満児は9,000円、3歳以上児は6,000円を徴収するとなっている層ですが、西東京市では零となっています。一つご注意頂きたいのは、第2階層でも母子家庭の場合には徴収しないという特別ルールが国基準にはあります。第3階層でも母子家庭の場合には千円ずつ減免するという基準に国ではなっています。

そういう特殊な保育料の算定となっているという事を理解して頂いた上で保育料の議論をして頂いたらと思います。保育料というのを理解するのは中々難しいかも知れませんが、皆さんに議論をして頂く材料にならないだろうかと思い、こういう資料を作ってみました。

現在西東京市では国基準の第2階層にあたる部分は保育料を徴収していません。国基準の第3階層にあたる部分、これは住民税の課税世帯ですが、3歳未満児で国は19,500円ですが市の保育料は2千円から3千円で国の基準の10から15%位、第4階層でも国は3歳未満児が3万円ですが、市の保育料はD1階層は5,200円でD4階層位では国基準の1/3位の保育料になります。それに引替え、国基準の第7階層は、3歳未満児で8万円ですが、西東京市のD12階層の3歳未満児は44,900円となっていますので、国の基準の6割位は徴収しているという事になっています。

そういう意味でこの基準の付け方、傾斜のさせ方というものも議論しなくてはいけないのではないかと考えています。生活費の中に占める保育料割合みたいなものはどれ位が妥当なのか。可処分所得の少ない人になると、パーセンテージが高くなる事は生計の困難さに関してきますので、そういう意味で、西東京市は収入の低い方の所でかなり手厚い配慮をされてきたと言えると思います。

こういう資料を説明させて頂いた上で、議論をして頂きたいと思います。

斎藤委員

この議論は、ある程度西東京市の場合受益者負担が少ないから、保育料を上げて良いのではないかという議論で進めていこうとしている気があるのですが、受益者負担が少ない保育料を上げるという根拠に関しては、今日の資料の数字、他市と比べると下から何番目というのではちょっと薄いので、少なくとも保育料の見直しという観点で議論を進めていかないと、おかしな事になる。と言うのは、今日出された資料を見ますと、西東京市は下から3番目ですね。この9%という根拠を見直すと、この順位は何かというと、国と都の負担分が少ない順番なのです。要するに、国と都の負担分が少ないとその分市の負担と保育料、つまり受益者負担分が必然的に高くなって来るから、その分の割合、例えば、青梅市の場合、市の負担が39%、保育料が15%、両方足すと54%です。ところが西東京市の場合、市の負担が63%、国負担が9%、両方で72%、という事はこれは数字のマジックであって西東京市は都

と国の負担が少ないが故に、市の負担と保育料にしわ寄せがきているという図式とも取れなくは無い訳です。

数字のあくまでもマジックであって、下から何番目だから上げなくてはいけないという根拠は非常に薄くなると思います。上げるという前提で進めていく限りでは、少なくともこの根拠から出された数字では否定されてしまうのです。

見直しという根拠からいくと、もっと大事な事というのは西東京市自体、それから全般的に行政改革という面が有る訳です。行政改革という面はどういう事かと言うと、民間の保育所と市の保育所で競争原理が働かないと本来いけないのだけど、その原理が働かない。一つは民間の方が高いという事と、劣悪な環境にあるから、親にどちらに行くかと聞けば必ず公的な保育所に行きたがる訳です。民間保育所というのは一つのステップにすぎないという事になっている訳です。それは、西東京市自体で保育所の数が少ない、要するに公営の保育所が少ない、その下請けとして民間の保育所が有るという位置付けであって、本来の意味の民間保育所の位置付けが出来ていないという事です。

例えば、保育所を1人のお子さんが選ぶ時に二つの選択肢が有って、費用的に若干高くても面倒見が良い所にするのか、費用が安くて少し面倒見が悪い所にするのか、そういう様な選択が出来る様な状況に成っていないというのがまず第一点の問題だと思います。要するに民間事業者の参入をしやすくするという事は、仮に保育料の値上げをしたら、民間事業者に入っている子どもに対する個人的な負担もセットで議論していかないと、本来の意味の保育料の見直しという事にはならないと思います。

あくまでも、行政改革、地方分権という流れの中で保育料を見直す、例えば、市の保育料は値上りするかもしれないが、民間の所に行っている子どもについては負担が少なくなるとか、そういう様なセットで議論しないと、本来の意味の保育料の見直しにはなら無いのではないかと思います。あくまでも市だけの保育料の見直しだけにこだわっていると保育料が高いのか安いのかという基準は無いと思うので、そんな事を感じました。

認可外は市から補助は全然出て無いのですか。

事務局

市から補助は出ています。

斎藤委員

そこらへんの議論で、補助を出しているというのは市の考え方で、受益者の場合、例えば民間保育所だったら1万円なのか市営の保育所だったら幾らなのか、そういう比較がないと、例えば自分で子どもを預けている、市の保育所だと今の時点では入れられないから民間保育所に入れようと思った時に値段が2万円だった、片方は1万円だったというような差が有るのではないかという事を言っている訳です。で、且つ2万円出しているでも劣悪な環境にあるとしたら、それを是正する様な方法、例えば民間事業者というのは競争原理が働けば、劣悪な環境になっていけば、そこをどんどんリジェクトしていく訳です。そうすると、なるべく環境が良くて、要するに企業努力の中で浄化されるだろうという事です。だから、そういう意味での後押しをする様なもので見直しをしましょうというのが根拠じゃないですかという事です。市の負担割合が多いというよりも、国と都の補助金が少ないから、必然的に両方多くなるという数字を表しているにすぎないと思います。

川又委員	<p>私は、前回の審議会を欠席したので、前回の議論がどうだったか分かりません。欠席した委員にも、会議録は送って欲しいと思います。前もって前回の議論がどういうものだったかを勉強したかったのだが、今日会議録を貰ったので、できませんでした。</p> <p>素朴な疑問として、1人当りの保育に掛かる運営費が1番高い武蔵野と1番低い武蔵村山でずいぶん違う。公立が多いからお金が掛かるんだとか、或いはたまたま施設にお金が掛かったとか理由は色々と有るんですが、単純に1人当たりというのが出し切れない数かなという事は私も何となくすっきりしなかったのですが、金額から見てもそうなのですが、これだけ差があるというのは、どこも最低限の国基準の事はやっており、それにどれだけ上乗せで、市が保育士の人数なり、面積なり、色々な面で保育の環境を良くしているからこそお金が掛かるのかと思います。</p> <p>その辺の選択論にはなると思うのだが、運営費に差が出るのは何か具体的に分りますか。</p>
事務局	<p>委員の発言のように、市の上乗せサービスの部分で全体の額が大きくなるというのも一つの理由です。</p> <p>それと、例えば青梅市は全部私立の保育園なので運営費が安くすんでいると思います。公立ですとどうしても経費が掛かってしまうと思います。</p>
川又委員	<p>民間だと若い保育士が多いですね。公立に比べて安い賃金の保育士の方が多いので人件費がすごく違ってくる、ただ数だけの問題ではないとは思いますが。</p>
事務局	<p>一概にそうとは言えないが公立の比率が高い所ほど経費が掛かっているという実態は感じます。</p>
斎藤委員	<p>受益者として、今の保育所環境は選べる環境に有りません。小学校でも選べるようになって来ている、幼稚園も選べる、選べる状況に無いのは保育園だけです。その辺は、何とか是正しなければいけません。それにはお金の掛かる市の保育所を作るというよりも、民間事業者を育てるという事の方が大事です。むしろ、個人負担を上げてでも民間の保育所に行っている子どもに対する補助を与えるという方向の方が本来の意味で、例えば保育園が過剰になっている状況の方が選べる環境が出来てきて良いのではないかと、本来の形はそうだと思います。ちょうど定数だけあれば良いというのは違うと思います。</p>
会 長	<p>その辺は議論のある所です。斎藤委員さんのご意見というのは、民間事業者を育成して、競争原理を働かせるべきだということですか。</p>
斎藤委員	<p>だからその為に要するに、公的な保育所の受益者負担を上げるのであればそれにセットして民間保育所に行っている子の個人当りの補助金を足しなさいという事です。それとセットして行わなければ、本来の保育所のお金の見直しにはならないと言っている訳です。</p>
会 長	<p>議論を整理させて下さい。</p>

	<p>妥当な保育料というのをどういう考え方で、何に根拠を求めていくのか。その時に、今斎藤委員さんがおっしゃったのは民間事業者を育成する、そして社会福祉法人を含めた認可保育所の保育料を上げていく為には、保育料を上げた金額を認証保育所等の民間事業者の方に、或る意味では逆に流していく、そして認可の保育所と民間事業者のどちらを利用している人達も保育料が同じになっていく、そういう仕組みを作る必要があるという事ですか。</p>
斎藤委員	<p>むしろ、今の状況ですと、同じ額であれば民間の方に行きたがらないと思います。私は、いつも子どもが踏まれそうな劣悪な環境の中で育てられている子どもも見てるので、そういう所だと市の保育所が空いたらすぐに入りたいという状況があると思います。同じ値段であれば、絶対に市の保育所に入りたいと思うと思います。それは、民間事業者同士の競争にもなってないからです。</p>
川又委員	<p>私は、子どもを3人育てましたが、わざわざ民間を選びました。非常に熱心で、熱意の有る所で、私はその保育が気に入ったから多少遠くてもお願いしていました。民間は民間の良さも有ると思います。</p>
斎藤委員	<p>民間に行って、その場合市に出したのと同じ額か、例えば多かったとか。そこら変の金額の問題で競争になっていけば良いのです。ただ、一般の民間事業者がある程度コストを中心に動かされているというのは事実だと思います。</p>
有澤委員	<p>私も、民間の活力は導入すべきだと思います。ある教員が、公立の保育園に入所できなかったのが、民間の保育園に預けたのですが、とても熱心で熱意が有りサービスも良いのだが、市に比べてお金が高いので、もし市が空いたら市に入りたい、やはり経済的なものは大きいと、ただ公立に比べて、とてもサービスは良いと言っていました。</p> <p>私は、そういう公立の有り方というのは間違いで、競争原理が働いていないという事は大きいと思います。公立を民間委託化するとかは保育行政がどう考えていくかの問題であって、競争はやはり導入すべきだと思います。これが一点です。</p> <p>二点目は、ある程度西東京市も、国基準とか都基準に併せて行った方が良いと思います。西東京市はそんなに金持ちの市ではないし、保育の面だけにたくさんサービスをしてあげますという訳にはいかない。そこにたくさんお金が掛かっているという事は、どこかにしわ寄せが来ている訳です。</p> <p>やはりある程度、国基準、都基準に併せて行った方が良いと思います。</p> <p>三点目ですが、やはりある程度受益者負担的なものを取り入れて行って貰いたい。税金を多く払っている人達にも其れなりの見返りは必要だと思います。やはりある程度平等的に市の恩恵というのはあるべきだと思うのです。</p> <p>配慮しなければならぬ層はあるが、余りアンバランスというのは良くない。もう少し公平性を考えて保育料を見直した方が良いと思います。</p>
事務局	<p>今の、有澤委員の意見ですが、西東京市は職員の配置は都基準で行っています。</p> <p>また先程から民間という事が出て来ていますが、認可保育所の場合、公立</p>

	<p>と私立が有りまして、どちらも保育料は同じで市が徴収しています。認証保育所などの民間は保育料が別となっておりますので、その辺は区別して考えていただきたいと思います。</p>
会 長	<p>その他に何かご意見ございますか。 森委員さん、保護者会の中で保育料問題というのはどんな風に今まで話し合った事が有りますか。或いは全く話をされていないのか、その辺は、会としてはどうですか。</p>
森委員	<p>前回頂いた資料を1園1部ずつお渡しして説明をしたのですが、保育料そのものの議論というのは、一度もされてはいないと思います。 今回専門委員としてやっていきますので、何か意見がありましたらという事は話してありますが、まだ意見は上がって来ていません。</p>
会 長	<p>前回保護者会の委員さんを審議会の中に入れるかどうかを議論した時に、当事者であればやっぱり安い方が良いという意見は当然出されるだろうと考えました。しかし、市民的利益みたいなもの考えた場合には、受益者である私立を含む認可保育園に入っている方々の保育料という負担額というものを見直さなければならない。これはかなり厳しい議論だろうと思うのですが、結局自分たちが入れている事と、入っていない子どもや他の施設で生活している子ども達のこと考え、この保育所の保育料が、どういう額で設定していく事が妥当なのかという議論をして行かなければならないと思っています。 是非、これから保護者会の組織の中でも議論をしていただけたらと思うのと同時に、委員として出席されている個人として、保育料というものについてどう感じていらっしゃるのか、もしご意見があればお願いします。</p>
森委員	<p>保育料そのものに関しては、支払う側としては安いに越した事は無いですが、全体的なバランスという事を考えると少し上げていかなくてはいけないのかなという認識はもっています。 ただ、何処をどの様に上げるかという事は、私個人としてはどういう根拠を持って考えたら良いのかという事は判りません。</p>
会 長	<p>まだ殆ど今まで議論されていない、資料も余り議論のために作られていなかった、これからという感じではある訳ですね。</p>
森委員	<p>そうです。</p>
会 長	<p>はい、分かりました。他にご意見如何でしょうか。</p>
斎藤委員	<p>現在、保育園に入れない子どもはどれ位いるのか。</p>
事務局	<p>4月1日現在で待機児は120人です。</p>
会 長	<p>保育所に入所しているのは何人位ですか。</p>

事務局	2,200人位です。
斎藤委員	未就学児の人口はわかるか。
事務局	前回お配りした資料2ページの4番、これが4月1日現在の保育園の定員と対人口比、3番が、4月1日現在の人口です。
斎藤委員	対人口比でいくと、平成13年度22.9%、平成14年度23.2%と増えている訳ですね。平成15年度は23.1%ですね。 23%前後というのは、分母がむしろ減っていますね。分母が減っている上に23%というのは分子も減っているのですね。
会 長	入っている子どもの数は平成13年4月1日現在2,135人、平成14年4月1日現在2,158人、平成15年4月1日現在2,192人ですから、受入れ人数は、定員に対して増やしている訳です。いわゆる、定員増で受入れている訳です。子どもの数自体は、14年に減って15年には又増えているが、大体4分の1位の子どもが保育園に入所しているという事です。
斎藤委員	だから、保育料の根拠を算定するというのは、すごく難しい事だと思います。
会 長	ちょうど村松委員がいらしていますが、幼稚園の保育料の算定はもっと難しいですね。何が妥当なのか。
村松委員	そうですね。私も、次回の審議会までには資料を検討してというか、ちょっと急に発言はできないものですから。
斎藤委員	保育園の場合は、必ずしも安いから良いというものではないと思います。例えばコストの事でいうと、10人の定員の所にいつも10人入っていれば、コスト的には良いのだが、8人とか7人の定員でも動かさなければいけないという事情があります。ところが民間の場合は7人になったら人を減らすとか、そういう様な所で動いている訳です。だから金額が少なければ良いという訳ではないから、そこが難しいと思います。
村松委員	保育園の保育料という時には、この他に出費がありますよね。給食費とか。
会 長	保育料の中に全部含まれています。
村松委員	幼稚園の場合は、他の経費は全部別に考えています。
会 長	幼稚園の料金は一律ですね。保護者の所得に応じて保育料を取る様な事はしていませんから。
村松委員	そうですね。

会 長	保育所の場合は今お話しした様に、親の所得税に連動させるという形になっていますので、一体どの様な基準で所得税と連動させるかという事が難しいです。
村松委員	保育時間はどれ位なのですか。
会 長	保育時間は、基本は11時間です。
村松委員	私は、必ずしも利益代表という気持ちは持ってはいけないと思って、本当に子供ということの基本にして考えるべきだと思っているのですが、随分と幼稚園の子どもと保育園の子どもとでは、受ける恩恵の差が有りそうだなという感じがいたします。同じ子どもで有る訳なのだけれども。
会 長	現在、幼稚園は平均すると幾ら位なのですか。
村松委員	給食費とか色々なものを全部別にして、月額22,000円から25,000円位ではないでしょうか。 給食費については、私共の所は週2回なのですが、毎日行っている所も有りますし、全くお弁当だけで給食を行っていない所も有ります。それによって、給食費は違っております。
会 長	大体学校給食費ですと、3,600円から3,900円位ですか。
有澤委員	そうですね。低学年は3,800円、中学年4,000円、高学年4,200円位です。
会 長	食べる子どもの年齢によって違いますが、1食あたり180円から200円位ですかね。 そうすると、もしこれに20日間給食を入れるとすると、4,000円前後位をプラスするという感じですかね。
村松委員	もうちょっとですかね。それから、通園バス代とかですね。
会 長	実は、保育料は何を根拠に考えるかという事を、他の自治体の審議会というのを事務局にあたって貰いました。先程から斎藤委員も仰っている様に、一体何を根拠に決めるのか非常に難しいので、他の自治体がどんな風に議論を展開されているのか、最近では立川市、町田市が行ってしまして、それらについては調べて貰いました。 どういう様に議論をして行くかという時に、簡単に言えば、要するに自治体の費用徴収基準額みたいなものの考え方があって、50%という所を目標にする中で、各自治体では全体として何処の場面でも50%位の受益者負担という考え方で到達されている所もあれば、保育料自身として全体の保育料の中でどこか非常に落ち込んでいる部分例えば先程の話しですとB階層、国で言う第2階層いわゆる非課税世帯、ここの所を課税並に費用負担をして頂くという様な形でアンバランスさみたいなものを調整しようという形で議論されている自治体も有ります。 いずれにしても各自治体とも何を根拠にしていくのかという大変苦しい議

<p>事務局</p>	<p>論をされている様です。</p> <p>補足説明をさせていただきます。</p> <p>立川市は今年4月から改定されました。審議会の答申によりますと、保育所保育料は対国基準徴収金の50%の改定が妥当であるとしています。少数意見ということで、50%というのは国の負担金を精算する基準に過ぎないのだから、そういうものを基準にして良いのだろうかという意見も答申書の中には付記されています。</p> <p>町田市も同じ様に今年の4月から改定されましたが、色々な議論が有る中で、国基準徴収金の50%を目安とするのが妥当だろうということで、やはりそれに併せて改定されました。50%の根拠としては、26市が概ね50%から60%を目安にしているので町田市としても同じレベル位にする必要があるという事で保育料を国基準徴収金の50%にするのが妥当だろうという事が出ています。</p> <p>町田市の場合は、先程からお話が有る様に、非課税の方については今まで保育料を徴収していませんでしたが、今年度からは徴収すべきである、給食費相当額までは行かないが、給食代も掛かる事から、非課税世帯からも保育料を徴収するのが妥当ではないかという事で今年度から徴収する様になったと聞いております。</p>
<p>有澤委員</p>	<p>国基準の50%というのを、もう少し説明して頂けませんか。</p>
<p>会 長</p>	<p>前回資料の3ページ国基準徴収金の50%ということです。</p>
<p>有澤委員</p>	<p>9,000円だったら4,500円という事ですか、</p>
<p>会 長</p>	<p>そうです。</p>
<p>斎藤委員</p>	<p>これでシミュレーションを立てるとどの位になるのですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>50%にするという事ですか</p>
<p>斎藤委員</p>	<p>保育料のパーセントはこの表を見るとどの位になるのですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>平成13年度については、国基準徴収金の40.3%ということです。</p>
<p>斎藤委員</p>	<p>40.3%というのは何なのですか。結果的に40.3%なのか、最初から40.3%という数字を当てはめたのですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>結果的に平成13年度については、国基準徴収金の40.3%になったという事です。</p>
<p>会 長</p>	<p>前回資料の4ページの所に出ています。</p> <p>結果として、平成13年度の利用者の金額を集めていくと40.3%になるという事です。</p>

斎藤委員	平成11年度は約50%ではないですか。それが平成13、14年度と下がっているのはどういう訳ですか。合併に伴ってですか。
事務局	平成8年度は、旧保谷市は48%ですけれど、この年に旧保谷市では保育料の改定を行っています。その後平成10年に旧田無市が改定しまして、前年の42.9%から49.6%までいった訳です。その後所得税の減税等があったために平成12年度で下がり、合併した時に安い方の保育料に併せましたので、又下がってしまった訳です。 平成13年度については、結果的に40.3%になったという事です。
川又委員	平成9年度の割合に戻るという感じですね。
会 長	結構減税って大きいですからね。階層が下がる訳ですから。そういう影響は大きいですね。
川又委員	国の基準はどんどん変わってくるのですか。
事務局	ここの所は、殆ど変わっていません。
会 長	結局この額が上がらないと、実は保育単価が上がっていきませんので、元々それが上がっていかないと、保育の基準が上がっていかないと事になりますからこれもまた難しいですね。
斎藤委員	国基準の50%とするとした時に、国がエンゼルプランで徴収額が高いからこれを半値にした時に、市としての保育料は半分に落ちてしまうということになりますよね。
川又委員	下げる事は無いのではないですか。
斎藤委員	それは分りませんよ。少子化になって金は出るのが少ないのだから。
事務局	徴収額が下がった場合、国及び都からの負担金は多く入ってくるようになります。児童1人当りの単価が有り、その金額から国基準徴収金を引いた1/2、1/4が国、都から負担金として市に入ってくるので、国基準徴収金が下がれば当然収入額は増えてきます。負担金の額が増えれば、保育料が下がったとしても問題は無いと考えられます。
斎藤委員	その場合に国基準を下げるということは無いのですかね。
会 長	これから国基準を下げる事は有ると思います。保育単価を下げてくる事は、今はデフレなので有り得ると思います。
村松委員	前回資料2ページ保育所運営費内訳の金額は予算ではなく、実際に掛かった経費という事の実績ですか。
事務局	そうです、実績です。

村松委員	<p>そうすると、予算は別にある訳ですね。予算が足りない時は何処から出すのですか。例えば、保育料は足りないからといって簡単に値上げなどは出来ませんよね。そうすると、どこで調整するのでしょうか。</p>
事務局	<p>予算があって、その範囲内で支出をしていくのが前提ですが、何かの関係で予算の不足が生じた場合には、補正予算を組むか、予備費や他の会計科目からの流用等を行い執行しています。</p>
村松委員	<p>保育料は変更しない訳ですね。</p>
事務局	<p>予算が不足したからといって、年度途中で保育料を引き上げることは有り得ません。</p>
会 長	<p>保育料の有り方論、保育料の徴収という事をどの様に考えていったら良いのかという事を話させて頂いている訳ですが、特に国基準というものの何パーセントという形の議論をしていくのか、それとも、絶対的なものが無い中で言えば、例えば相対的に幼稚園の保育料だとか、認証保育所の保育料とかと比較しながら議論していくのか、或いは、生活の所でいきますと、先程お話しに有った少子化の中で第3子以降は無料にして保育所に入れるようにした方が良いのではないかと議論が有った訳です。</p> <p>保育料という事の考え方、基準として今出て来ている50%という所の話をこれから詰めていくのか、或いはもうちょっと具体的な別の手法を考えるのか、この辺については委員の皆様はどの様にお考えですか。もうちょっと議論をして、よってたつ所を何パーセントにしていくのかという事が、とても難しいと思います。別な基軸を持って考えるのか。</p> <p>国基準の50%というのも、神奈川県辺りだと70%位という所も有りますし、都道府県によっては100%取るという所も有ります。</p>
斎藤委員	<p>逆に言うと、国基準は何かという事です。国基準は何の基準なのか。そこが分からないから分からないのではないかと。確かに数字が並べてあってプリントにしてあると真実が浮かび上がってくるのですが、何の説明もしてないのですよね。どういう根拠か。</p> <p>例えば、これが東京都と鹿児島県だったら状況が絶対違うはずなので。人件費も違うし。これは、全国平均のレベルという訳です。東京都だと人件費が高いから180万になるし、鹿児島県だとこれ位で良いかも知れないと言っている訳です。そうすると、東京都内の場合、国基準は本来もっと高いものなのかも知れないのですよね。</p>
会 長	<p>保育単価そのものとして差は有りませんが、地域と年齢によって若干の差は有ります。</p> <p>保育料の徴収基準は同じです。</p>
事務局	<p>国基準徴収金は、全体に掛かる保育園運営費の大体半分位を国基準徴収金としてなる様に組んでいます。</p>

会 長	<p>実際の所、国の負担は1/2の半分の1/4位になるという事です。国は、1/2を負担する事になっていきますので、その1/2ですから実際負担額が1/4になる訳です。</p>
川又委員	<p>階層区分は、国では7階層ですが、西東京市では17階層有りますよね。他市でも色々な方法があると思いますが、例えば国基準の50%だったらどのようにするのですか。</p>
会 長	<p>これも議論しなくてはならないのです。</p>
川又委員	<p>単純にならない問題もあるのではないかと考えています。 私、個人的にはフルに働いておりますから、一番高い所でずっと払っていましたがけれども、本当に不満は有りました。私も二重保育をし、プラスアルファの送迎も含めて相当の負担をして、当時は給料の大半が出ていました。でもそれは仕様が無いという事でやっていましたが、収入の高い人は高い人なりに、これ以外にももっと掛かる所もいっぱいあるので、私はもっと平等にして貰えないかと思っていました。たくさん貰っているから良いという問題とは違う部分があると感じます。</p>
会 長	<p>国の保育料基準の議論の中でも、一律保育料という提案はなされています。つまり、幼稚園と同じ様に一律にすべきだという議論は有りました。高い方からすれば一律にして欲しい、だけどやはり払えない層も有る訳で、平均すると一体どの辺になるのかという試算までし、1990年代の半ば頃にはそういう議論もなされていました。 でも、やはりそういう事は出来ないという事で、7階層案が出て来た訳です。しかし自治体に見れば160,000円から408,000円という様に大きな幅が有るので自治体では困るということで、この階層を細分化していくしかないというようになって来た訳です。 だから、これも考え方ですよね。学校の給食、授業料にしても学校系統は皆同じ。何で福祉系の所だけ所得に応じたものにするのか、こういう議論も有る事は有ります。 この議論で、国基準の例えば50%という事の実情が分るのであれば、ここでは、そこを前提にして、どの様な階層区分にするのか、階層に対する保育料をどう割り振っていくのかという議論をするのか、或いはパーセンテージの所も50%という事を外して議論をするのか、この辺の所は今日決めておきたいと思うのですが、どうでしょうか。 或いは、こういうデータが出れば議論する時の要素が変わってくるのではないかと、そういうことも出して頂ければと思います。</p>
斎藤委員	<p>国基準がどの様な根拠で出されたかがきちんとされない限りは、おかしいのではないのでしょうか。</p>
会 長	<p>これはですね、先生。</p>
斎藤委員	<p>いやいや、だから法律だろうが何だろうが、根拠というのはどんな数字でも有る筈です。理論付けている根拠が。それが出ないで数字だけ押し付け</p>

	<p>られているというのは、給料にしても、公定歩合にしても上げる場合には必ず根拠が有る訳です。例えば、8万円から割引いていく、そういう根拠が有る筈です。</p>
会 長	<p>8万円は基準ですよ。</p>
斎藤委員	<p>だから、8万円を全体の運営をする8万円という事でしょ。8万円というのは国基準を表しているものですね。</p>
会 長	<p>国基準です。8万円というのが、徴収する場合には50%という事になれば4万円です。今言っているのはそうではなくて、国基準の8万円というのは保育単価ですから、保育単価の算定基準は出ていますね。</p>
事務局	<p>有ります。</p>
斎藤委員	<p>それを元に出だしているのでしょ。</p>
事務局	<p>保育単価というものは、国が示しているのですが、どの様に計算されているか、詳しくは示されていません。東京都がその数字に合うような人件費等の計算をして、説明会の時に示してくれています。</p>
斎藤委員	<p>東京都は国基準から作っている訳でしょ。要するに訳の判らない所から始まりは始まってしまっているという事です。</p>
川又委員	<p>でも、月に1人当たりどの位の経費が掛かるかという事で、基準が出されているのですよね。</p>
斎藤委員	<p>基が曖昧な所からデータを作ってしまったという訳ですよ。何ですかと聞かれた場合に、例えば審議会を出している国基準の50%、それは役人の言葉では判るけれど、一般の人に国基準の基準は何ですかと言われた時に説明できない答申を出すというのは、如何にも拙いと思います。国基準はどのような基準で出しているかという事を、少なくとも説明できなければ、やはり説明義務が必要ですからね。国が決めたから判りませんという理論であればいいと思いますけど。</p>
川又委員	<p>一人に掛かる保育経費が16万位という事なのですよ。3歳未満だと。それで計算されているという事ですよ。大体一人当たり掛かるお金の分を基準にしてどんどん割っているという事ですよ。</p>
会 長	<p>それを、人件費が大体8割位だろうと思うのですが、どういう風に試算されているかが判らないという事ですか。</p>
事務局	<p>そうです。</p>
会 長	<p>それについては、次回、国の保育単価の構造としてどういうものが含まれているのかという事と、都がどういう風に積算根拠みたいなものを示してい</p>

	<p>るのか、おおよその所で結構ですのでそれも含めて資料として出して下さい。</p> <p>ただ、どういう部分を保護者が負担するのかという議論をしていくにはその資料は必要だと思うのですが、前にもこういう議論はされた事があるのです。例えば子どもたちの生活に係る部分は受益者負担をすべきではないか、或いは人件費に係る部分はどうするのか、そういう保育料の徴収の有り方をめぐっての議論というのは、かつて無かった訳ではないのです。</p> <p>給食に関する部分とか、保育の実際の運営に関する部分とかは100%受益者負担でも良いのではないかと、という議論は有ります。ただ、人件費とか市の上乗せ分等について、良い保育環境を確保するために行われている部分などについてはどう受益者負担をするのか、これもまた整理をしていくと考えなくてはいけない事が出て来ると思います。</p> <p>海老沢委員、どうですか。中々難しい立場だとは思いますが。</p>
海老沢委員	<p>数字を議論の資料として出して頂くと、私もとても参考にはなります。ただ平均的な数字という事になると、何処の分野を代表するかという事が曖昧になってしまう事は確かです。</p> <p>先程、数字のマジックという表現も有りましたが、この額が妥当だとか適正かどうかというのは、資料としては数字というものが一番客観的だと思いますので、こういった資料は必要であると思います。</p> <p>先程の、保育園にお子さんを預けている世帯の可処分所得に保育料の占める割合についてですが、5%前後と試算として出て来たのは意外な気がしました。</p>
会 長	<p>意外な気というのは、もっと多いと思われたのですか。</p>
海老沢委員	<p>そうです。もっと多いと思いました。</p> <p>保育園にお子さんを預けるといのは、保護者の方が必要に迫られて預ける方もいらっしゃるし、入れたら入りたいなという方もいらっしゃるし、絶対に入れないと困るのだという方もいらっしゃいます。</p> <p>市内に、住宅やマンションが建つ時に、近くに保育園が有る、スーパーが有る、医院が有るとかを宣伝文句に使いますが、どこかに引越しをされる時に近くに保育園が有るということは重要な条件の一つになっている様です。私は預かる側ですから、色々な考えの方、階層の方がいらして、毎日面倒を見ていますけど、家計に占める保育料のコストが高いか低いかという事は通常では認識は有りません。</p> <p>公私の格差が有るとか、認可保育園とそれ以外では処遇内容に格差が有るとかは、一般的には良く聞く話ですが、私達がお世話している子どもの保育の仕方が、保護者の方にどの様に評価されているかは、通常は分らない訳です。不満に思われている方もいらっしゃるでしょうし、感謝して下さっている方もいるかも知れないし、現に保育園に子どもを預けている方は、利害関係が当然ある訳ですから、預けている保育園の悪口は言い辛いということも当然ある訳ですし、卒園して利害関係が無くなってから、あの保育園は良かったとか悪かったという事が耳に入ってくる事は有ります。預かる方としては、どのお子さんも家庭にとっては掛替えの無い宝物とと思っていますから、一日楽しくけがの無い様、保護者の方が安心して職場で業務に専念できる様</p>

	<p>に、毎日思ってお預かりをしています。</p> <p>いくら保育園や幼稚園で親に満足して貰おうと思って精一杯の努力をしても、保育時間とか、保育料にしても、人間というのは一度満足してしまうとその満足に慣れて、次々に不満というものが出来来るものなので仕様が無いと思います。</p> <p>保育料については、現在の額が妥当かどうか、或いは今回見直しが必要かどうか議論を進める上で、他市との比較とか今までの経緯とかと言う事は客観的な資料として参考にしなくてはいけないと思っています。</p> <p>国基準の根拠という事について、私も以前国が何も理由は示さないのでも都人も判らないという事は聞いた事がありますし、調べてもきっと分らないのではないかとと思っています。別のアプローチの仕方で議論を進めていく事は出来るかなという気はしています。</p>
<p>会 長</p>	<p>他にご意見はございますか。</p> <p>どこかで決断をしなくては、今お話をした様な、どの様な階層にしていくのかとか、第2子、第3子の徴収をどうするのか、色々議論しなくてはいけない事が有りますので、そういう意味では次回位に、徴収の方向性、国基準の何パーセントというあたりを設定するのか、そうしたら他市は一体どの位のパーセンテージで徴収しているのか、その場合に幾ら位の徴収額になるのかという試算、そういったものを、事務局の方に出して貰って議論をする様にさせて頂きませんか。</p> <p>パーセンテージも、先程立川市、町田市が50%という風に出ているので、60%という所が無い訳ではないのですが、大体東京都の場合だと50%、神奈川県辺りだと70%位という数字が出て来ていますが、いわゆる、横並びでやっていく事が良いのかどうかという事も有ると思いますので、それは議論しなくては行けないと思います。</p> <p>いずれにしても、そういった情報を出して頂いて、先程斎藤委員がおっしゃった様な、保育単価と徴収基準の根拠、それが示されているものがあれば、それも資料として出して頂き、その中で受益者負担に持って行く部分と、そうでない部分に区別できるのかどうかという事を少し考えて行きたいと思っています。</p> <p>今回は、基準の有り方みたいなものを何処に設定するのかという所位は決めたいと思っています。そしてその後に保育料の徴収基準の作り方というところに向かって行きたいと思っています。</p> <p>特に、森委員さんをお願いしたいのは、是非少し皆さんで議論を頂いて、森委員は、6年間利用されているという事ですから、平成10年度の頃の保育料の感じと、今の感じ、その頃は50%近くまでたどり着いていた訳で、10%落ちて来ている今の状況と、利用者としてはどうお感じになられているかを含めて皆さんと少し議論を頂いて、どういう考え方というのが利用者の側から見ると出来るのか、その辺を少し調整して頂きたいと思っています。私達もそれぞれの立場で意見を持ち寄り、という事で宜しいでしょうか。</p>
<p>森委員</p>	<p>はい。</p>
<p>村松委員</p>	<p>事務局をお願いなのですが、前回の資料3ページの様に、幼稚園児も課税額によって助成金を頂いていると思いますが、参考資料としてその一覧表を</p>

	作って欲しいです。
会 長	幼稚園の補助基準、認証保育所の徴収基準等も資料として出してもらおうという事で宜しいですか。
村松委員	結構です。
森委員	前回の資料1を頂いた時にざっと見て思ったのは、如何に市の持ち出し分が多いかという事で、行政側は予めこれ位だったら、国基準徴収金の50%位になるのだという様な、保育料そのものの原案みたいなものは有るのでしょうか。
事務局	原案等はありません。まだ、50%にするとかという事が決まっている訳ではないので。
会 長	もし50%で試算して欲しいとかであれば、どの様になるか、60%だとどうか、70%だとどうか、その辺の試算をして貰いますか。ただ、どういう階層に分けるのかというのはかなりの議論になると思いますけど、今のままでスライドさせるとどの位になるかという事で、必要であれば試算して貰いますが、どう致しますか。出して貰ったほうが良いですか。
森委員	はい。
会 長	50、60、70%位でどうですか。それは70%位まで持って行くという事ではなくて、現在40%位ですから、70%だとどの位の金額になるのかという事で出して貰ったらどうですか。
斎藤委員	国からの補助というのは、ずっと来るものなのですか。
会 長	それは国の考え方だから判りません。
斎藤委員	そうではなくて、今財源が委譲されているでしょ。その関係でどうなのですかということです。
事務局	一部、一般財源で来るという話は有りますが、分りません。
会 長	今は、特定財源なのです。それにしか使ってはいけないという特定の財源として出されています。基本的には今の状態ですと、保育関係の費用にしか使ってはいけないことになっています。 そういう質問ですか。
斎藤委員	私は、国基準という事がどうも引っかかっているのです。根拠の無い数字だったら、西東京市の基準を作らざるを得ないのではないかと、というのは、例えば、西東京市で独自の予防接種とか行っているが、それぞれの市で独自基準を作らざるを得ないということが有る訳です。だから、その地域独特の基準というものを作ったほうが根拠がはっきりするでしょという事です。

<p>会 長</p>	<p>どうも、今までの答申を聞くと50%という事だが、50%という根拠が全く無いので、だからそうなると、調べ直して基準を作るというのが本来のやり方ではないかと思います。</p> <p>25年位前に議論をした事が有るのですが、先程、保育料の中の運営費で一体どの部分を受益者が負担すべきなのかという議論をした時に、例えば、保育所の施設設備だとか職員だとか、そういうものが上がっていけば、上げたいと思っている人達は受益者負担を上げていく、安い方が良いのだと言えば料金を下げる、そういうコントロールとして位置付けるという事は、考えとしては有ると思います。</p> <p>つまりそれは、子どもの育つ環境として、今は非常に強制的な補助をたくさん出しながら良い環境を用意している訳です。それと利用者の負担というのは、少し切り離して考えている訳です。そこをがっちりとリンクさせて考えていくという方法はあると思います。そうすると、先程お話しが有った様な運営費の中の何を受益者の方に回していくのか、そういう議論をする。それと現実的に、世帯の収入から考えた時、特に若い人達ですから、若くて経済的に立ち行かない時に、保育料を理想論で上げてしまったとしても、実質は全然払えない層が出てしまう。そこでは、元々保育所は児童福祉施設であるという一線が崩れてしまいます。</p> <p>今ちょうど別の策定委員会の方では、障害のあるお子さんとか、虐待の疑いのあるお子さんとかを含めて、保育所に早くから入所させた方が良いと思われるお子さん達も非常に増えて来ている訳で、そういった事を考えてみると、児童福祉施設としての保育所の役割という事を考えると、保育料の負担の有り方というのはそういった問題も考えなくてはならないと思う訳です。</p>
<p>斎藤委員</p>	<p>横浜市が70%、80%取っているのは、要するに国基準を1.6倍して50%という考え方なのです。だから、逆にあくまでも50%は半分負担という根拠でいくならば、基の数値が可笑しいという根拠で50%という事も考えられますね。だから、国基準に地域にあった西東京市の基準を掛け合わせて何パーセントという根拠をだせばいいと思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>ここはやっぱり審議会ですので、子どもの福祉という事を考えながら適切な負担というものを考えて行きたいと思っておりますので、次回、何処に基準を置くのかという所に話を持っていきたいと思っております。もし、途中でお気づきになってこういうデータが欲しいという事が有りましたら、市の方にデータを作って貰いたいと思っておりますので、宜しくお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>前回の審議会の時に、予算に対して民生費の割合がどの位あるのか、市の方針はあるのかという質問がございました。それにつきまして、財政課に問い合わせました所、特にその様な決め事は無い、現状の数値を下げない事を目標にして行っている。後は、要求があれば、その時々について判断をしていくとの回答でした。また、詳しく調べた訳ではないのですが、感じとしては、西東京市の民生費の予算に占める割合は、近隣では高い方ではないかという事でした。</p>
<p>会 長</p>	<p>宜しいでしょうか。</p>

委員	結構です。
会長	<p>他にご意見はございますか。</p> <p>それでは私の作った資料を回収させてください。次回もう少し仔細なものを出せる様に致します。</p> <p>次回以降の予定ですが、次回は7月18日金曜日、その次は8月6日水曜日、最終を8月28日木曜日、いずれも12時30分からという事で宜しいですか。</p>
委員	結構です。
会長	それでは第2回目の子ども福祉審議会を終了させていただきます。どうもご苦労様でした。